

フリージア・マクロス株式会社による当社株式に対する
公開買付けに関する意見表明（反対）の概要

フリージア・マクロス株式会社に対する
買収防衛策に基づく対抗措置の発動に関する概要

2021年3月8日
日邦産業株式会社
代表取締役社長 岩佐 恭知
JASDAQ・名証二部 9913

フリージア・マクロス株式会社による 当社株式に対する公開買付けについて

当社取締役会の結論

公開買付けに反対

株主の皆様へお願いしたいこと

この公開買付けに応募しないでください

既に応募された株主の皆様は、
直ちに応募の解除を行っていただきますよう
強くお願い申し上げます

※詳細は、2021年3月8日公表の「フリージア・マクロス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」をご参照ください。以下、フリージア・マクロス株式会社をフリージア社と称します。

当社意見表明（反対）の理由

1

顧客・仕入先、金融機関
との関係悪化を招く

2

シナジー効果よりも
マイナス面が上回る

3

株主の意思を軽視
少数株主の利益を軽視

4

フリージア社とは
信頼関係を築くことが
できない

これらのリスクが発現するおそれがあるため、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げる公開買付けであると判断し、

反対する旨の意見を表明しました

買収防衛策上の対抗措置発動の決議（結論）

当社取締役会の結論

フリージア社に対して、
「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」※1に基づいて
対抗措置の発動を決議

株主の皆様へ

株主の皆様には差別的行使条件及び取得条項等が付された
新株予約権が無償で割り当てられます※2
（無償割当ての基準日は2021年3月31日です）

※1 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」は2020年6月24日開催の第69期定時株主総会の承認を得て継続しております

※2 フリージア社によって、本公開買付けが撤回された場合は、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定しております。詳細は2021年3月8日公表の「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください

買収防衛策に規定する対抗措置発動の理由

1

買収防衛策に規定する手続きを一切遵守することなく、公開買付けを開始

2

買収防衛策に規定する手続違反の是正を要求したにもかかわらず、是正を不実施

3

当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させない特段の事情も認められない

独立委員会の勧告（買収防衛策に基づく対抗措置の発動）

当社取締役会の結論

差別的行使条件及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当ての決議

【補足資料】

反対の意見表明及び対抗措置発動 に関する補足資料

補足資料1

1 顧客・仕入先、金融機関との関係悪化を招く

2 シナジー効果よりもマイナス面が上回る

フリージア社との
シナジー



顧客・仕入先※との関係悪化に
よる売上高の減少リスク

※仕入先との関係悪化は取扱商材の減少
につながり、売上高を減少させるリスクとなる

銀行との関係悪化による
新規融資の停止リスク

- ◆ フリージア社に対して、これまでの計7回の面談を通じて、当社の取引先がフリージア社に対して強い懸念を表明されていることを説明してまいりましたが、フリージア社は、これを真剣に受け止めることなく、これを些末なことと捉え、その混乱等の影響、ひいては当社の企業価値に及ぼす影響を事前に評価・検討されずに、一方的に公開買付けを開始しました。

補足資料2

3

株主の意思、少数株主の利益を軽視

- フリージア社は、第69期定時株主総会で賛成多数で承認された「買収防衛策」に規定する手続きを遵守しなかったことを自ら認めており、株主の皆様を軽視しているといわざるを得ないこと。
- また、フリージア社が「買収防衛策」に規定する手続きを遵守しなかったことにより、株主の皆様が最終的なご判断をされるために必要となる「時間や情報」を十分に確保することを同社によって制限されたこと。
- フリージア社が予定している業務提携の提案は、新たなシナジーを特段生じさせるものではなく、本公開買付けが成立した場合、当社はシナジーの見込めない業務提携をその株式の所有割合を背景に強いられ、当社の企業価値を毀損するリスクに晒されることとなる。株主の皆様が、このようなリスクを回避するために、本公開買付けへの応募を余儀なくされる点で、本公開買付けは、強圧的なものであるといわざるを得ないこと。

補足資料3

4

フリージア社と信頼関係を築くことができない

- 当社は、雇用関係のある全社員に対して、フリージア社による公開買付けをどのように受け止めているのかを正しく把握するため、**アンケート調査を実施**しました。

フリージア社に対して**大多数の社員が不信感**を抱いています

■ 本アンケートについて

1. 対象者：雇用関係のある全社員 407名（正社員、嘱託社員及び契約社員）
 2. 実施期間：2021年2月17日～3月1日
 3. 実施結果：392名（全体の96%）の社員から回答が得られ、
その内 314名（約80%）が本公開買付けに「反対」
 4. 主な反対理由
 - ① 狙い・目的が良く分からないため、本公開買付け後に当社の企業価値が向上するとは思えないから
 - ② 労働条件（リストラ・配置転換・給与・賞与／退職金等）の改悪を警戒するから
 - ③ 事業方針（主要な顧客・仕入先・金融機関等との取引）の転換や制約が懸念されるから
- ※当社社員にも、複数の取引先から表明された「フリージア社に対する懸念の声」が届いています。

補足資料4

4

フリージア社と信頼関係を築くことができない

- フリージア社は、本買収防衛策の導入経緯や議決権行使書面の集計について、**事実に基づかない不当な言いがかり**を付して、当社の第69期定時株主総会の一部の決議（第4号議案：買収防衛策継続の件）に係る取消訴訟を提起し、且つ本議案の無効確認請求訴訟を重畳的に提起したとのことであり、**敵対的な姿勢**を見せていること。
- フリージア社は、「資本業務提携の交渉に際しての**交渉力の強化を目的**」に本公開買付けを開始されたとのことですが、大株主になることで初めて実現される業務提携関係は、当社にとって有利なものになるとは考えられず、当社の**少数株主の皆様の利益を犠牲にした上で、フリージア社に利する関係が構築される可能性**があること。
- 当社からフリージア社に対して、「公開買付者における法令遵守・コーポレートガバナンスに対する意識について」を質問したところ、対質問回答報告書における回答は、これを質問したことに対する当社への非難がその内容の大部分を占めており、**肝心の質問事項に対しては、十分な回答ないし説明がなされておらず、フリージア社の法令遵守の意識及び体制に疑問**を有さざるを得ないこと。

補足資料5-1

当社意見表明・対抗措置発動の是非に関する検討体制

独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社の意見・対抗措置発動を決定

1. 独立委員会の設置目的及び諮問内容

- 当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として設置し、次の諮問事項につき本年2月8日から3月8日迄の間に全5回の日程で審議しました。

諮問事項	答申
公開買付者による本買収防衛策に規定する手続の遵守の有無及びその状況	公開買付者は本買収防衛策に規定する手続きを遵守していない。
当社が公開買付者に対して提供を要請する情報の十分性等	突然に本公開買付けが開始されたという事情の下では、当社として時間的な制約の中で合理的に必要な情報の提供を要請したものと認められる。
公開買付者が提供する情報の十分性等	公開買付者から提供された情報は、本公開買付けが貴社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げるものでないかについて、判断するために十分とはいえない。
本公開買付けが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げるものでないか	本公開買付けが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げるおそれがあると認めざるを得ない。
以上の調査、検討及び評価を踏まえた上で、本対抗措置の発動の是非（本対抗措置発動の停止、並びに本買収防衛プランの廃止及び変更の是非を含む。）並びに取締役会決議をもって当該措置を発動することの是非及び発動にあたって前提となる条件及び手続等	次頁3をご参照ください。

補足資料5-2

当社意見表明・対抗措置発動の是非に関する検討体制

独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社の意見・対抗措置発動を決定

2. 独立委員会構成メンバー：計3名

- 外部有識者（弁護士）：1名 社外監査等委員取締役：2名

3. 独立委員会の勧告

- フリージア社は、買収防衛策に規定する手続きを遵守しておらず、また、対抗措置を発動させないことが必要であることが明白といえず、その他特段の事情も見当たらないため、当委員会としては、本買収防衛策の規定に基づき、当社取締役に対して、対抗措置の発動を勧告する。
- また、本件の経緯に照らせば、取締役会決議をもって本対抗措置を発動することもやむ得ない。但し、本公開買付けが撤回された場合及び裁判所による発動の差止命令が確定した場合には、この限りではない。

4. 取締役会の決議方法

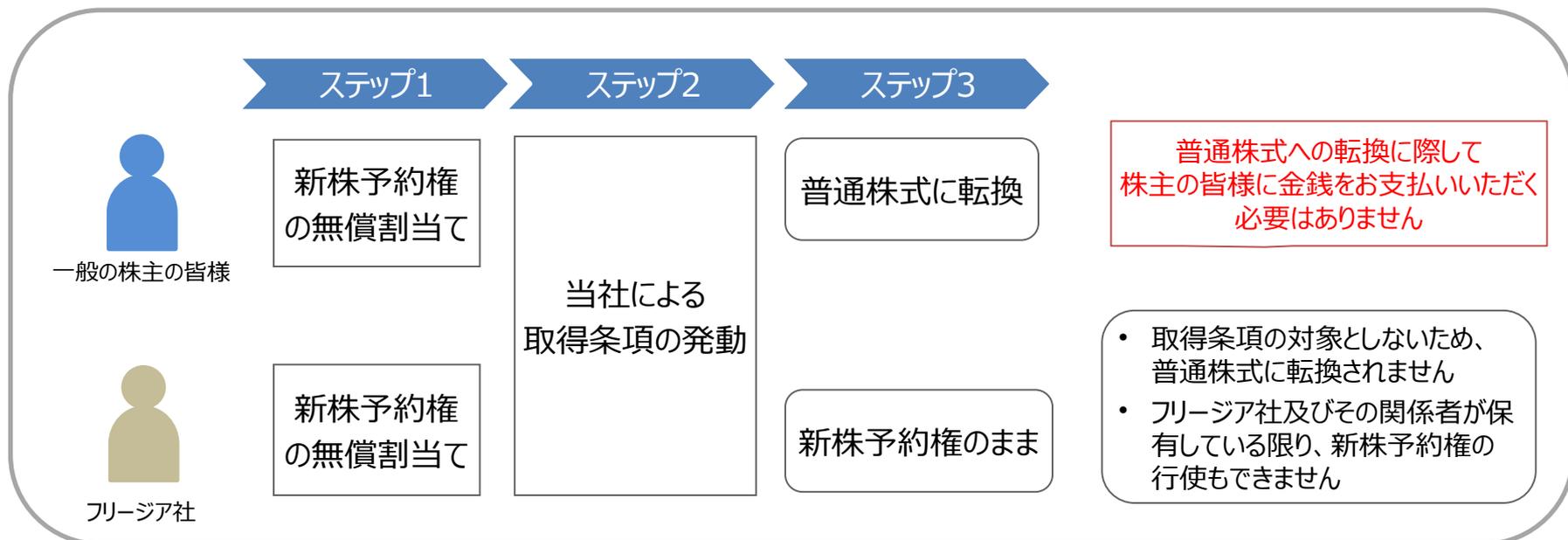
- 監査等委員ではない取締役7名、監査等委員である取締役5名の計12名全員が出席し、取締役全員的一致により決議いたしました。

補足資料6

対抗措置としての新株予約権の無償割当てについて

■ 差別的行使条件・取得条項付き新株予約権

1. フリージア社を含む全株主に新株予約権を無償で割り当てます
2. 原則として、株主の皆様の新株予約権の行使の意思を問わず、取得条項を用いて、株主の皆様が普通株式を交付します
3. 但し、フリージア社及びその関係者が所有する新株予約権は、普通株式に転換されません。
なお、当社は、フリージア社に対して、議決権・経済的価値の希釈化に伴う経済的な補償を付与しません



※ フリージア社によって、本公開買付けが撤回された場合は、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定しております。詳細は2021年3月8日公表の「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください